

特殊勤務手当のうち災害応急等作業に係る手当の取扱要領（例規甲）

令和 6 年 10 月 9 日
兵警務例規甲第 33 号

特殊勤務手当のうち災害応急等作業に係る手当の取扱要領を下記のように定め、令和 6 年 10 月 9 日から実施し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

記

第 1 趣旨

この要領は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 50 号。以下「条例」という。）、警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 35 年兵庫県公安委員会規則第 9 号。以下「規則」という。）及び警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程（昭和 46 年兵庫県警察本部訓令第 11 号）に規定する特殊勤務手当のうち災害応急等作業に従事したときに支給する手当の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 本部長が定める事項

- 1 規則第 2 条の表中条例第 2 条第 1 項第 14 号の 2 の作業の部（以下「規則第 2 条のうち災害応急等作業手当の部分」という。）に規定する「本部長が認める作業」とは、兵庫県警察災害警備計画（平成 26 年兵警災例規甲第 12 号）に基づく兵庫県警察災害警備本部、兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成 29 年兵庫県警察本部訓令第 12 号）に基づく兵庫県警察大規模事故災害対策本部若しくは他の都道府県警察においてこれらに相当する災害警備本部等が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における鑑識作業とする。
- 2 規則第 2 条のうち災害応急等作業手当の部分に規定する「本部長が定める災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害であって本部長が定めるもの、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他本部長が定める災害とする。
- 3 規則第 2 条のうち災害応急等作業手当の部分に規定する「著しく危険であると本部長が認める場合」とは、規則第 2 条のうち災害応急等作業手当の部分の作業に引き続き 2 日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合であって本部長が認めるものとする。
- 4 規則第 2 条のうち災害応急等作業手当の部分に規定する「本部長が著しく危険であると認める区域」とは、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）であって本部長が定めるものとする。

第 3 本部長の認定を受けようとする場合の措置

所属長は、第2の3の規定による本部長が認めるものの認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした資料を添えて本部長に申請（警務部警務課経由）をするものとする。

- (1) 災害の内容
- (2) 災害発生地点及び被災地域
- (3) 作業の具体的内容及び該当人員
- (4) 作業実施区域又は作業実施地点、前記(2)の事項及び周辺地域を明らかにした地図
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか認定に必要な関係資料